

第8 税制の状況

- 1 平成 29 年度の税制改正の概要 …………… 139
- 2 平成 29 年度の県税の概要 …………… 144

平成29年度税制改正の概要

	改 正 点
個人住民税	<p>(1) 配偶者控除等の見直し</p> <p>① 配偶者特別控除について、配偶者控除と同じ控除額 33 万円の対象となる配偶者の前年の合計所得金額（改正前：38 万円超 45 万円未満）の上限を 90 万円（給与収入 155 万円）に引き上げるとともに、改正前の制度と同様に、世帯の税引き後の手取り収入が逆転しないような仕組みとすることとされました。</p> <p>② 配偶者控除及び配偶者特別控除について、控除額を納税者本人の合計所得金額に応じて逡減・消失させていく仕組みとすることとされました。</p> <p>③ 上記の配偶者控除等の見直しに伴い、納税義務者本人への所得制限の導入により所得税額との控除差が減少する部分について、調整控除へ反映させることとされました。</p> <p>(2) 県費負担教職員の給与負担事務が道府県から指定都市へ移譲されたことに伴い、指定都市の区域内に住所を有する納税義務者に係る個人住民税所得割（総合課税）の税率を道府県民税 2 %、市民税 8 %（改正前：道府県民税 4 %、市民税 6 %）に変更することとされました。</p> <p>(3) 特定上場株式等の配当所得等について、所得税の確定申告書が提出された場合であっても、その後個人住民税の申告書が提出された場合には、後者の申告書に記載された事項を基に課税できること等が明確化されました。</p> <p>(4) 所得税において、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための「積立 NISA」が創設されたことに伴い、譲渡所得等の計算方法等について、所要の規定の整備を行うこととされました。</p>
地方法人課税	<p>(1) 電力の小売自由化や送配電部分の法的分離等に伴い、電気供給業に係る法人事業税の分割基準を見直すこととされました。また、昭和 57 年改正（発電所用固定資産の価額の比重を高める改正）時に、改正による急激な税収の変動を避けるために講じられていた経過措置についても廃止することとされました。</p> <p>(2) 法人事業税の資本割の課税標準の特例措置</p> <p>① 株式会社民間資金等活用事業推進機構に係る法人事業税について、資本金等の額を銀行法に規定する銀行の最低資本金の額（20 億円）とみなす資本割の課税標準の特例措置を 5 年間に限り講ずることとされました。</p> <p>② 銀行等保有株式取得機構に係る法人事業税について、資本金等の額を 10 億円とみなす資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成 32 年 3 月 31 日まで 3 年延長することとされました。</p> <p>(3) 電気託送供給に係る託送料金を控除する収入割の特例措置について、その適用期限を平成 32 年 3 月 31 日まで 3 年延長することとされました。</p> <p>(4) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法上の廃炉等実施認定事業者に係る法人事業税の課税標準の算定にあたって廃炉等積立金に係る交付金額を控除する特例措置を創設することとされました。</p>

	改正点
地 方 法 人 課 税	<p>(5) 法人事業税付加価値割における所得拡大促進税制の適用要件を、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上であることとの要件に見直すこととされました。</p> <p>(6) 法人事業税の確定申告書の提出期限の延長及び延長に伴う中間申告納付に係る規定の整備を行うこととされました。</p> <p>(7) 法人税における申告要件の見直しに伴い、外国税額控除制度、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）及び付加価値割の所得拡大促進税制等について、その適用に係る申告要件につき、納税者の立証すべき事項及び当初申告の要否を明確化し、要件を満たす場合には控除額を変更できることを明らかにすることで、地方団体の長が増額更正をする場合において連動的に控除額を増加できることとされました。</p>
地 方 消 費 税	<p>地方消費税の清算基準について次のとおり見直しを行うこととされました。</p> <p>① 平成26年商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際に、事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売、インターネット販売を除外する。</p> <p>② 人口及び従業者数を用いている割合について、人口17.5%、従業者数7.5%（改正前：人口15%、従業者数10%）に変更する。</p>
自 動 車 取 得 税	<p>(1) 都道府県の条例に定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税措置について、その適用期限を平成31年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>(2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税・軽減措置（エコカー減税）について、対象範囲を見直した上で、その適用期限を平成31年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>(3) 中古の環境対応車に係る特例措置（環境性能に応じて課税標準額から最大45万円～最小5万円を控除）について、控除額及び軽減対象を見直した上で、その適用期限を平成31年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>(4) バリアフリー性能の優れた自動車（新車に限ります。）に係る課税標準の特例措置（取得価額から最大1,000万円～最小100万円を控除）について、その適用期限を平成31年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>(5) 先進安全自動車（ASV）（トラック又はバス等。いずれも新車に限ります。）に係る課税標準の特例措置（課税標準から525万円又は350万円を控除）について、その適用期限を平成31年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>(6) 平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス転落事故を受けて、貸切バス車両に係る安全性を高める観点から、車線逸脱警報装置を備えたバス等（新車に限ります。）の取得について、当該取得が平成31年3月31日までに行われた</p>

	改 正 点
自動車取得税	<p>ときに限り、取得価額から175万円を控除する特例措置を創設することとされました。</p> <p>(7) 自動車メーカーによる不正行為に起因して納付不足額が生じた場合における賦課徴収の特例を創設することとされました。</p> <p>(8) 被災代替自動車に係る自動車取得税の非課税措置について、その適用期限を平成31年3月31日まで2年延長することとされました。</p>
自動車税	<p>(1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し(軽課)、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする(重課)特例措置(グリーン化特例)について、燃費基準要件を見直した上で、その適用期限を平成31年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>(2) 自動車メーカーによる不正行為に起因して納付不足額が生じた場合における賦課徴収の特例を創設することとされました。</p>
軽油引取税	<p>重要影響事態安全確保等に基づき平成29年4月1日以後に行う免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の創設等を行うこととされました。</p>
不動産取得税	<p>(1) 居住用超高層建築物に係る課税の見直し 居住用超高層建築物(いわゆる「タワーマンション」)に係る不動産取得税について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる専有床面積を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するよう見直すこととされました。</p> <p>(2) 税負担軽減措置等の創設 不動産特定共同事業法に規定する小規模不動産特定共同事業者等が取得する一定の不動産に係る課税標準の算定において、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を控除する特例措置を創設することとされました(不動産特定共同事業法の一部改正法において措置)。</p> <p>(3) 税負担軽減措置等の拡充 ① 信託会社等が投資信託により取得する不動産及び投資法人が取得する不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象資産の範囲を拡充した上で、その適用期限を平成31年3月31日まで2年延長することとされました。 ② 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が不動産特定共同事業契約に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の要件に建築物の耐震化を追加した上で、その対象不動産の取得期限を平成31年3月31日まで2年延長することとされました。 ③ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置について、当該支給の要件を緩和した上で、その適用期限を平成31年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>(4) 税負担軽減措置等の延長 ① 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより取得する不動産に係</p>

	改 正 点
不 動 産 取 得 税	<p>る非課税措置について、その適用期限を平成31年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>② 農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成31年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>③ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成31年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>④ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する不動産に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成31年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>⑤ 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成31年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>⑥ 買取再販業者（宅地建物取引業者）が、改修工事対象住宅の取得後2年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における当該宅地建物取引業者による取得に係る税額の減額措置について、その適用期限を平成31年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>⑦ 東日本大震災による被災鉄道施設に代わるものとして復興まちづくり計画に従って鉄道線路が移設等される際に取得される鉄道用地に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成30年3月31日まで1年延長することとされました。</p> <p>⑧ 東日本大震災の津波被災区域を含む地域における土地改良法の規定による換地計画に基づき、事業実施地区外の農業者が取得する創設農用地換地に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成31年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>(5) 税負担軽減措置等の整理合理化</p> <p>(ア) 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、対象要件を見直した上で、その適用期限を平成31年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>(イ) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置について、戸数要件及び床面積要件を見直した上で、その適用期限を平成31年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>(6) 家庭的保育事業等の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置について、地域決定型地方税特例措置（わがまち特例）を導入することとされました。</p>

	改正点
災害に関する 税制上の措置	<p>(1) 個人住民税の居住用財産の買換えの特例について、特定非常災害のため、その買換資産を取得期限内に取得することが困難となった場合には、一定の要件の下、その取得期限を2年の範囲内で延長するものとするものとされました。</p> <p>(2) 個人住民税の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、特定非常災害のため、定められた期間内に土地等の譲渡に該当することが困難となった場合には、一定の要件の下、その期間を2年の範囲内で延長するものとした上で、その適用期限を平成32年度まで3年延長することとされました。</p> <p>(3) 法人事業税の中間申告書の提出について、地方税法の規定による申告期限の延長により、その提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、その中間申告書の提出を要しないこととされました。</p> <p>(4) 固定資産税・都市計画税の被災住宅用地特例について、震災等に際し、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、特例措置を適用できる期間を被災後4年度分に拡充することとされました。</p> <p>(5) 固定資産税について、震災等により滅失し、又は損壊した償却資産に代わる償却資産を震災等が発生した年から4年を経過する年の3月31日までの間に取得又は改良した場合には、最初の4年度分に限り、課税標準となるべき価格を2分の1とする措置を創設することとされました。</p> <p>(6) 固定資産税・都市計画税について、震災等により滅失し、又は損壊した家屋に代わる家屋を震災等が発生した年から4年を経過する年の3月31日までの間に取得又は改築した場合には、最初の4年度分に限り、課税標準となるべき価格を2分の1とする措置を創設することとされました。</p>
納税環境整備	<p>(1) 合名会社等の社員の第二次納税義務の対象となる社員の範囲に、税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人又は土地家屋調査士法人の社員を追加することとされました。</p> <p>(2) 国税犯則調査手続の見直しに伴い、地方税犯則調査手続について、基本的に国税犯則調査の見直しと同様の見直しを行うとともに、全ての税目を犯則調査手続の対象とすることとされました。</p>

2 平成29年度の県税の概要

税 目		納 税 義 務 者	課 税 標 準 額 等	税 率	納 期
個人 の 県 民 税	均 等 割	県内に住所を有する個人及び県内に事務所、家屋敷等を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	1人あたり	年額……………2,000円	給与所得者（特別徴収）は毎月（給与から差し引かれる）65才以上の年金受給者（特別徴収）は偶数月の年6回（年金から差し引かれる）その他の人（普通徴収）は6月・8月・10月・1月（市町村民税と同時に納める）
	水と緑の森づくり税			うち、水と緑の森づくり税分 500円	
	所 得 割	県内に住所を有する個人で一定額以上の所得がある者	前年の所得金額から基礎控除・扶養親族などの所得控除後の金額	4%	
法 人 の 県 民 税	均 等 割	県内に事務所・事業所を有する法人	資本金等の額が1千万円以下の法人均等割のみを課される公共法人及び公益法人等	年額……………21,000円 うち、水と緑の森づくり税分 1,000円	事業年度終了の日から2か月以内
			資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	年額……………52,500円 うち、水と緑の森づくり税分 2,500円	
			資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年 額 ……………136,500円 うち、水と緑の森づくり税分 6,500円	
			資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年 額 ……………567,000円 うち、水と緑の森づくり税分 27,000円	
	資本金等の額が50億円を超える法人	年 額 ……………840,000円 うち、水と緑の森づくり税分 40,000円			
	法 人 税 割	県内に事務所・事業所を有する法人（H26年10月1日以後開始する事業年度）	法人税額（国税）	4.0% （資本金又は出資金が1億円以下で法人税額が1,000万円以下の中小法人は3.2%）	
県民税利子割	県内に所在する金融機関等を通して利子等の支払いを受ける者	支払いを受けるべき利子等の額	5%	翌月の10日（毎月）	
県民税配当割	県内に住所を有し株式会社等から配当等の支払いを受ける者	支払いを受ける配当等の額	5%	翌月の10日（毎月）	
県民税株式等譲渡所得割	県内に住所を有し証券会社から株式等の譲渡益の支払いを受ける者	支払いを受ける株式等譲渡益の額	5%	翌年の1月10日	
個人 の 事 業 税		次の事業を行っている個人 第1種事業（物品販売業・不動産貸付業・製造業・駐車場業・飲食店業など） 第2種事業（畜産業・水産業など） 第3種事業（医業・薬剤師業・弁護士業・税理士業・コンサルタント業・デザイン業・理容業・美容業・クリーニング業など）	前年の事業所得金額から事業主控除後の金額	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% （ただし、あんま・はり・きゅうなどは3%）	第1期 8月31日 第2期 11月30日 （ただし、税額10,000円以下の場合は第1期に全額納付）
※1 法 人 の 事 業 税		県内で事務所・事業所を設けて事業を営んでいる法人 （外形対象法人は平成28年4月1日以後開始する事業年度 その他の法人はH26年10月1日以後開始する事業年度）	電力会社・ガス会社・生命保険会社・損害保険会社・貿易保険会社は収入金額	0.9%	法人の県民税と同じ
			外形対象法人は所得金額、付加価値額及び資本金等の額	（所得割） 400万円以下の額 ……0.3% 400万円を超え800万円以下の額 ……………0.5% 800万円を超える額…0.7% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 ……0.7% （付加価値割） 1.2% （資本割） 0.5%	
			普通法人は額	400万円以下の額 ……3.4% 400万円を超え800万円以下の額 ……………5.1% 800万円を超える額…6.7% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 ……6.7%	
			特別法人は額	400万円以下の額 ……3.4% 400万円を超える額…4.6% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 ……4.6%	

税 目	納 税 義 務 者		課 税 標 準 額 等	税 率	納 期
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等を行う者	消費税額 (国税)	63 分の 17	国の消費税と同じ
	貨物割	課税貨物を保税地域から引取る者			
不動産取得税	県内にある土地・家屋の取得者		不動産の価格	3% (ただし、住宅以外の家屋の取得は 4%)	納税通知書に定められた日
県たばこ税	卸売販売業者等		売渡本数	1,000本につき 860円 (旧 3 級品は 1,000本につき 551円)	翌月の末日 (毎月)
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者		ゴルフ場の利用	1 人 1 日につき 400 円～ 800 円	翌月の 15 日 (毎月)
※ 2 自動車税	自動車の所有者	乗用車	営業用 自家用	7,500 円～ 40,700 円 29,500 円～ 111,000 円	5 月 31 日
		貨客乗用車	営業用 自家用	10,200 円～ 21,300 円 13,200 円～ 28,500 円	
		バス	営業用 一般乗合用 その他	12,000 円～ 29,000 円 26,500 円～ 64,000 円 33,000 円～ 83,000 円	
			自家用		
		トラック	営業用 積載量 8 トン以下	6,500 円～ 29,500 円	
積載量 8 トンを超えるもの	8 トンを超える 1 トンまでごとに 29,500 円に 4,700 円を加算				
自家用	積載量 8 トン以下	8,000 円～ 40,500 円			
	積載量 8 トンを超えるもの	8 トンを超える 1 トンまでごとに 40,500 円に 6,300 円を加算			
鉱 区 税	県内に鉱業権をもっている者		鉱区の面積	100 アールごとに 200 円又は 400 円	5 月 31 日
※ 3 狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	第一種銃猟免許で下記の者以外のもの		16,500 円	狩猟者の登録を受ける日
		第一種銃猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者		11,000 円	
		網猟免許又はわな猟免許で下記の者以外のもの		8,200 円	
		網猟免許又はわな猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者		5,500 円	
		第二種銃猟免許		5,500 円	
※ 4 自動車取得税	自動車の取得者		自動車の価額	自家用自動車 (軽自動車を除く) 3% その他 2%	自動車の登録をするとき
軽油引取税	特約業者から軽油を引き取る者		引取数量	1 キロリットルにつき 32,100 円	翌月の末日 (毎月)
核 燃 料 税	発電用原子炉の設置者	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額		8.5%	核燃料挿入日から 2 月後の月の末日
		発電用原子炉の熱出力		1 課税期間 (3 ヶ月)につき、千 kw あたり 41,100 円※ 5	各課税期間の末日の翌日から 2 月以内
産 業 廃 棄 物 減 量 税	産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者		最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量	1 トン当たり 1,000 円	4・7・10・1 月末日

※ 1 平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度について、法人の事業税の所得割又は収入割の額に応じて、地方法人特別税 (国税) が課されます。

※ 2 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、排出ガス要件を満たしている天然ガス自動車、及び低燃費

146 税制の状況

基準を達成しかつ排出ガス要件を満たしている自動車については、新規登録翌年度1年間の自動車税額が約50%又は約25%軽減、新車新規登録から13年を経過したガソリン車及びLPG車または11年を経過したディーゼル車については、一部を除き、本来の税額に約10%加算（バス及びトラック等については、約10%加算）

※3 平成31年3月31日までの間に限り次の措置を講じる。

①対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録・・・非課税

②認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録・・・非課税

③有害鳥獣捕獲許可従事者※が受ける登録・・・2分の1軽減

※狩猟者登録を申請した日前1年以内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受け、その許可に係る捕獲に従事した者

※4 一定の要件を満たす低燃費車・低公害車については、軽減。

※5 廃止措置計画の認可を受けた発電用原子炉については63,000円